

最近改正 令和3年3月26日例規（務）第40号

この度、別記のとおり大阪府警察適正捜査推進委員会設置要綱を制定し、平成26年1月1日から実施することとしたので、適切な運用に努められたい。

別 記

大阪府警察適正捜査推進委員会設置要綱

第1 大阪府警察適正捜査推進委員会

1 設置

警察本部に大阪府警察適正捜査推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 任務

委員会は、大阪府警察における客観的証拠等に基づく適正かつ緻密な捜査（以下「適正捜査」という。）のより一層の推進について総合的な検討を行うことを任務とする。

3 構成

- (1) 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- (2) 委員長は副本部長を、副委員長は刑事部長、総務部長及び警務部長をもって充てる。
- (3) 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

4 運営

- (1) 委員会は、委員長が必要の都度招集し、その議事を主宰する。
- (2) 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

5 幹事会

- (1) 委員会に付議する事項について事前に検討及び協議をさせるため、委員会に幹事会を置く。
- (2) 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- (3) 幹事長は刑事部長を、副幹事長は刑事部参事官（組織犯罪対策本部長を除く。）、総務部参事官（総務課長）及び警務部参事官（警務課長及び監察室長）をもって充てる。
- (4) 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- (5) 幹事会は、幹事長が必要の都度招集し、議事を主宰する。
- (6) 幹事長に事故があるときは、あらかじめ幹事長が指名する副幹事長がその職務を代理する。
- (7) 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対し、幹事会への出席を求めることができる。
- (8) 幹事長は、幹事会において検討及び協議をした結果を、その都度委員長に報告する。

6 作業部会

- (1) 幹事会に付議される事項について事前に検討及び協議をさせるため、幹事会に作業部会を置く。
- (2) 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。
- (3) 部会長は刑事部理事官（指導）を、副部会長は警務課調査官（企画担当）をもって充てる。
- (4) 部会員は、別表第3に掲げる者をもって充てる。
- (5) 作業部会は、部会長が必要の都度招集し、議事を主宰する。
- (6) 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- (7) 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に対し、作業部会への出席を求めることができる。
- (8) 部会長は、作業部会において検討及び協議をした結果を、その都度幹事長に報告する。

7 庶務

委員会、幹事会及び作業部会の庶務は、刑事総務課において行う。

第2 警察署適正捜査推進委員会

1 設置

警察署に、警察署適正捜査推進委員会（以下「署委員会」という。）を置く。

2 任務

署委員会は、警察署における適正捜査のより一層の推進について総合的な検討を行い、その推進を図ることを任務とする。

3 構成

(1) 署委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

(2) 委員長には警察署長を、副委員長には副署長又は次長を、委員は、次に掲げる者をもって充てる。

ア 各課長（会計課長を除く。）

イ その他委員長が指名する者

4 運営

(1) 署委員会は、委員長が必要の都度招集し、議事を主宰する。

(2) 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、署委員会への出席を求めることができる。

5 庶務

署委員会の庶務は、刑事課（大阪水上警察署及び関西空港警察署にあっては生活安全刑事課）において行う。

別表第1

大阪府警察適正捜査推進委員会委員
各部長（刑事部長、総務部長及び警務部長を除く。） 警察学校長 第一方面本部長 組織犯罪対策本部長 犯罪対策戦略本部長 総務部参事官（総務課長） 警務部参事官（警務課長及び監察室長） 生活安全部参事官 地域部参事官 刑事部参事官（組織犯罪対策本部長を除く。） 交通部参事官 警備部参事官（空港危機管理担当の警備部参事官を除く。） その他委員長が指名する者

別表第2

大阪府警察適正捜査推進委員会幹事会幹事
各部庶務担当課長（総務課長及び警務課長を除く。） 広報課長 会計課長 施設課長 総務部理事官（証拠品・取調べ監督） 警察学校副校長 第一方面本部副方面本部長 組織犯罪対策本部副本部長 犯罪対策戦略本部副本部長 刑事部理事官（指導） 刑事総務課次長、総務課次長、警務課次長及び警務課調査官（企画担当及び人事総括担当） その他幹事長が指名する者

別表第3

大阪府警察適正捜査推進委員会作業部会部会員
総務課管理官（企画担当）
総務課調整担当課長補佐
情報管理課管理官（管理担当）
広報課管理官（報道担当）
会計課管理官（予算担当）
施設課管理官（計画担当）
装備課装備担当課長補佐
留置管理課管理官（計画担当）
警務課人事総括担当課長補佐
警務課管理官（企画第二・第四担当）
教養課管理官（教養担当）
監察室管理官（監察第一担当）
生活安全総務課管理官（企画担当）
地域総務課管理官（企画担当）
刑事総務課管理官（企画・養成担当）
刑事総務課企画第二担当課長補佐
交通総務課管理官（企画担当）
警備総務課管理官（企画担当）
第一方面本部管理官（刑事担当）
組織犯罪対策本部管理官（総務・企画担当）
犯罪対策戦略本部機動捜査支援官
その他部会長が指名する者